

参考資料

◆浜松市関係各課資料◆

・ 浜松市がん患者等支援事業について（健康医療課）	1
・ 高齢者の方への定期予防接種等についてのお知らせ（健康増進課）	2
・ 市民税非課税世帯に属する方の予防接種自己負担金の免除申請について（健康増進課）	3
・ 児童福祉施設等における建築基準法の運用について（建築行政課）	4
・ 建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度のお知らせ（建築行政課）	5
・ 災害時避難行動要支援者制度（危機管理課）	6
・ 家具転倒防止対策はできていますか（危機管理課）	7
・ 高齢者の救急について（消防局警防課）	8
・ 高齢者福祉施設等における救急対応ガイドブック（消防局警防課）	9
・ 社会福祉施設等における防火安全対策（消防局予防課）	10
・ 消防用設備等の点検報告制度について（消防局予防課）	11
・ 結核発生時の対応（生活衛生課）	12
・ インフルエンザ等対策（生活衛生課）	12
・ ノロウイルス感染拡大防止対策（生活衛生課）	13
・ ノロウイルス食中毒予防対策（生活衛生課）	14
・ レジオネラ症防止対策（生活衛生課）	14
・ 生活保護法による指定について（福祉総務課）	16
・ 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン（障害保健福祉課）	17
・ 医薬品等の管理について（保健総務課）	18
・ 未届有料老人ホームに係る情報提供について（高齢者福祉課）	19

浜松市がん患者等支援事業について

対象者への周知等にご協力ください

①小児・若年がん患者在宅療生活支援事業費の助成

過去助成実績 R5: 12件
R6: 6件

対象者：がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者（医師に一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）の市民のうち、以下サービスの利用時に40歳未満の方

対象年齢	対象サービス	補助率、補助上限額
0歳～20歳未満で小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業による補助を受けている方	居宅サービス	補助対象経費の9/10以内（上限45,000円）
	居宅サービス	
・20歳～40歳未満の方 ・0歳～20歳未満で上記補助を受けていない方	福祉用具貸与	補助対象経費の9/10以内（上限27,000円）
	福祉用具購入	補助対象経費の9/10以内（上限45,000円）

問い合わせ先
 健康福祉部健康医療課
 担当 健康医療グループ
 TEL 053-453-6178

②がん患者医療用補整具購入費の助成

過去助成実績 R5: 255件
R6: 251件

対象者：がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている市民

補助対象品	注意事項	補助率、補助上限額
医療用ウィッグ	・がん治療により脱毛した方 ・全頭用に限る	購入金額の1/2（上限2万円）
乳房補整具	補整下着	購入金額の1/2（上限2万円）
	人工乳房	購入金額の1/2（上限10万円）

③若年がん患者妊よう性温存治療費の助成

過去助成実績 R5: 6件
R6: 7件

対象者：がん治療等により生殖機能が低下又は失うと医師に判断された市民のうち、凍結保存時に43歳未満の方（誕生日前々日まで）

補助対象：

妊よう性温存治療	胚凍結、未受精卵子凍結、精子凍結、卵巣組織凍結、精巣内精子採取凍結等
温存後生殖補助医療	凍結した胚、未受精卵子、精子等を用いた生殖補助医療等

※実施医療機関が指定されており、対象者ごとに補助額が異なります。

いずれの助成も対象の可否や補助額を確認するため、必ず事前に問い合わせ先までご連絡ください。



高齢者の方への定期予防接種等についてのお知らせ

問い合わせ先
健康福祉部健康増進課
担当 調整・予防グループ
TEL 053-453-6119

1 高齢者用肺炎球菌(接種期間:66歳の誕生日前日まで)

(1)対象者

- ①接種日当日65歳の方 ※65歳の誕生日を迎えた方へ、順次接種券を発送しています
- ②接種日当日60～64歳で、**心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能**に重い障がいがある方
※身体障害者手帳1級相当(肢体、視覚、聴覚障害等は含みません)

(2)自己負担額 自己負担額 4,500円

対象外

- ・過去に公費助成を受けて接種している方
- ・5年以内に高齢者用肺炎球菌を接種している方
- ・通算3回目以上の接種となる方



2 インフルエンザ(接種期間:10月1日～翌年1月31日)
新型コロナウイルス(接種期間:10月1日～翌年3月31日)

(1)対象者

- ①接種日当日65歳以上の方
- ②接種日当日60～64歳で、**心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能**に重い障がいがある方
※身体障害者手帳1級相当(肢体、視覚、聴覚障害等は含みません)

(2)自己負担額 インフルエンザ:1,600円、新型コロナウイルス:8,000円



高齢者の方への定期予防接種等についてのお知らせ

3 帯状疱疹(定期予防接種)(接種期間:令和8年3月31日まで)

(1)対象者

- ①年度内に65歳を迎える方 ※65歳の誕生日を迎えた方へ、順次接種券を発送しています
- ②年度内に70、75、80、85、90、95、100歳以上となる方
※令和7～11年度までの経過措置となります。なお、101歳以上の方は令和7年度に限り対象です。
- ③60～64歳で、**免疫の機能**に重い障がいがある方
※身体障害者手帳1級相当(心臓、腎臓、呼吸器、肢体、視覚、聴覚障害等は含みません)

(2)自己負担額 生ワクチン(1回接種):4,900円、組換えワクチン(2回接種):18,000円/回

4 帯状疱疹(任意予防接種) ※令和8年3月31日をもって助成終了

※助成回数は定期接種と共通です。任意接種を受けると定期接種の助成は今後受けられません。

(1)対象者

- ①接種当日50～59歳の方
- ②接種当日60歳以上の方のうち、令和6年度に組換えワクチンの1回目を接種した方で、2回目未接種である方
※定期接種の対象者は含みません

(2)助成額 3,500円/回

市内委託医療機関一覧



各予防接種の詳細



市ホームページ

市ホームページ

市民税非課税世帯に属する方の予防接種自己負担金の 免除申請について



浜松市に住民登録のある高齢者予防接種（**高齢者用肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナウイルス、带状疱疹**）の対象者で、市民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方は、①又は②の方法で無料で接種出来ます。接種後の払い戻しはできません。

①下記のいずれかを医療機関窓口へ提示

1	介護保険料納入通知書（明細書）
2	介護保険料特別徴収通知書
3	介護保険負担限度額認定証
4	後期高齢者医療資格確認書
5	市民税・県民税・森林環境税非課税証明書

詳しくは



市ホームページ

⚠ 注意

無料接種券の発行までに2週間程度かかることがありますので、**余裕をもって申請してください**

②無料接種券を市に事前申請

- 申請先：お近くの健康づくりセンターまたは健康増進課
- 申請方法：窓口または郵送（電話での申請はできません）

※市民税課税状況等の確認同意が必要となるため、書面での申請が必要です。

児童福祉施設等における 建築基準法の運用について

問い合わせ先
都市整備部 建築行政課
建築確認検査グループ 浜松市
TEL 053-457-2472

1. 確認申請について

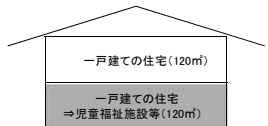
・施設を新築、増築等を行う場合に、建築物が建築基準法関係規定に適合しているか、市や民間の確認検査機関に確認してもらう手続きのこと。

建築基準法の確認を受けないと・・・
・建物の使用禁止 ・大規模な正工事 が必要となることがあります！

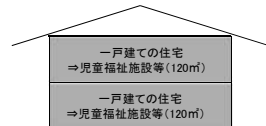
・既存の建築物の用途を変更し、児童福祉施設等を営業する場合においても、用途を変更する面積が200㎡を超える場合には、用途変更の確認申請が必要となります。

**確認申請が不要な場合であっても、建築基準関係規定を遵守する必要があります！
まずは建築士に相談を！**

(例) 用途変更部分



今回用途変更部分の床面積が
200㎡を超えないため、
申請不要
※建築基準関係規定は
遵守する必要があります



今回用途変更部分の床面積が
200㎡を超えるため、
申請必要

2. 児童福祉施設等に必要な設備の例

・「児童福祉施設等」には、安全に避難するために規模等に応じて防火や避難に関する様々な設備が必要となります。

○排煙設備

火災時に発生する有毒な煙を排出して、避難経路を確保するのが排煙設備です。
排煙設備は、窓による自然排煙設備と、ファンにより煙を排出する機械排煙設備があります。

○防火上主要な間仕切壁

火災時に安全に避難できること、火災の急激な拡大を抑えること等を目的に一定単位ごとの区画及び避難経路とその他の部分との区画をする壁のことです。

○非常用照明

災害時に停電しても避難活動を可能にするために、取り付けられる非常用照明器具です。
非常用照明は、停電の際、自動的に非常電源に切り替わり点灯します。

○防火戸

火災時に発生する有毒な煙や炎を遮断し、避難経路を確保するのが防火戸です。
常時閉鎖式防火戸と煙や熱を感知して閉鎖する随時閉鎖式防火戸があります。

○階段寸法

2階以上の部分を児童福祉施設等(2階以上の部分を事務室等)として使用する場合には、利用者が安全に避難できるようにするために、緩やかで昇降しやすい階段が必要となり、大規模な改修工事が伴う場合があります。



(バッテリー内蔵式非常用照明装置の例)



(常時閉鎖式防火戸の例)



(自然排煙設備の例)



(防火上主要な間仕切壁の例)

建築基準法第12条に基づく 定期報告制度のお知らせ

問い合わせ先
都市整備部 建築行政課 
担当 建築安全グループ
TEL 053-457-2473

1. 概要

・政令(国)及び特定行政庁(浜松市)が定める建築物の所有者又は管理者は、当該建築物及び建築設備等を定期的に資格者※に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁(浜松市長)に報告しなければなりません。【建築基準法第12条第1項及び第3項】

※資格者…一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員

・定期報告をすべきである建築物の報告義務を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象(百万円以下の罰金)となります。【建築基準法第101条第1項第二号】

定期報告は、所有者・管理者の義務です！

2. 定期報告の種類

定期報告の種類は、以下の4つです。

- ・特定建築物(敷地・建物全体の調査)
- ・建築設備(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置の検査)
- ・防火設備(随時閉鎖式の防火扉・防火シャッター等の検査)
- ・昇降機等(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等)

3. 対象用途・規模・報告時期等



■特定建築物・建築設備・防火設備…下表による

対象用途	規模		報告年・時期
児童福祉施設等 (通所施設を除く)	国による指定 (対象用途部分が避難階のみにあるものは対象外)	①3階以上にあるもの(100㎡超)	特定建築物: 西暦奇数年度 (8月1日～11月30日) 建築設備、防火設備: 毎年 (8月1日～11月30日)
		②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上	
		③地階にあるもの(100㎡超)	
共同住宅、 寄宿舎	浜松市による指定	④対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの	
		①3階以上にあるもの(100㎡超)	
		②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上	
	国による指定 (対象用途部分が避難階のみにあるものは対象外)	③地階にあるもの(100㎡超)	

※ 該当する対象用途の床面積が200㎡以下の場合は、上表の規模に関わらず、対象外です。

※ 防火設備の定期報告については、上表の規模に関わらず、対象用途の床面積が200㎡超の建築物も対象です。

■昇降機等…＜対象用途・規模＞ 全ての建築物
＜報告年・時期＞ 毎年(検査済証の交付日日後30日まで)

(参考)対象用途について

【児童福祉施設等】…①児童福祉施設、②幼保連携型認定こども園、③助産所、④身体障害者社会参加支援施設、⑤保護施設、⑥婦人保護施設、⑦老人福祉施設、⑧有料老人ホーム、⑨母子保健施設、⑩障害者支援施設、⑪地域活動支援センター、⑫福祉ホーム、⑬障害福祉サービス事業の事業所
【共同住宅、寄宿舎】…①サービス付高齢者向け住宅、②認知症高齢者グループホーム、③障害者グループホーム



災害時に自力で避難できるか 不安に感じている方いませんか？

－ 災害時避難行動要支援者制度 －

避難行動要支援者制度って？

東日本大震災では、多数の障がい者や高齢者が犠牲になり、その教訓を踏まえてできた制度です。災害発生に備えて「災害時避難行動要支援者名簿」を作成し、本人の同意に基づき、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、警察、消防機関、その他避難支援関係者へ事前に情報提供し、防災対策や災害時における避難支援に活用するものです。

※支援は避難支援者による任意の協力であり、災害時の避難支援が保証されるものではありません。

だれが対象になるの？

「避難行動要支援者」は、次のA～Fに該当し、自身の情報を避難支援者に提供することについて同意し、避難支援を希望される方です。

A 高齢者等
(75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上で構成された世帯の人)

B 要介護認定者
(介護保険認定において要介護3以上の人)

C 身体障がい者
(身体障害者手帳1級または2級の人)

D 知的障がい者
(療育手帳Aの人)

E 精神障がい者
(精神障害者保健福祉手帳1級の人)

F その他避難支援を必要とする人
(難病・小児慢性特定疾病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など)





避難行動要支援者

※自力では避難することができず、避難支援が必要な人

① 個人情報提供に同意

名簿情報の活用とは…

- ・防災訓練などを実施
- ・個別の避難計画の作成（支援者の選定）
- ・日常の見守り活動 など

② 同意者の名簿を作成し、避難支援などの関係者に提供

市役所

③ 名簿情報の活用

④ 地域活動への参加

地域活動への参加とは…

- ・防災訓練への参加
- ・平時からの地域との顔の見える関係づくり
- ・個別の避難計画を避難支援などの関係者と作成

ここがポイント！

災害時に実効性のある避難支援を行うためには、日ごろから地域との顔の見える関係づくりをしておくことが大切です。防災訓練など、地域の活動へは積極的に参加するよう心掛けましょう！

⑤ 災害時の避難支援

避難支援などの関係者

自治会・町内会
自主防災組織 など



自主防災

担当課（問い合わせ先）

- 障がい者関係
… 障害保健福祉課
457-2034
- 高齢者関係
… 高齢者福祉課
457-2789
- 要介護認定者など
… 介護保険課
457-2861
- 難病・小児慢性・妊産婦など
… 健康増進課
453-6117
- 乳幼児など
… 子育て支援課
457-2792
- 支援対策の全般
… 危機管理課
457-2537
… 福祉総務課
457-2326



今後、より実効性の高い個別避難計画作成のため、ケアマネジャーなど福祉専門職の皆様にご協力いただくことが想定されます。その際は、ご協力をお願いします。



家具転倒防止対策はできていますか？

浜松市では、地震による住宅内の家具の転倒・散乱による被害を防止するため、家具転倒防止事業に取り組んでいます。

対象となる世帯は、お年寄りや身体の不自由な方の世帯です。ご申請いただいた対象の世帯に対して、転倒防止用の器具取付け業者を市から派遣いたします。転倒防止のための**器具取り付け作業代は市が負担**し、転倒防止の**器具代(下地材料費を含む。)**は申請者の負担となります。

対象世帯

- ① 高齢者世帯
※満65歳以上の人のみの世帯と満65歳以上の人及び満18歳未満の人のみの世帯
- ② 障がいのある人の世帯
※障がいのある人のみの世帯と障がいのある人及び満18歳未満の人のみの世帯
- ③ 満65歳以上の人、障害のある人及び満18歳未満の人のみの世帯

対象家具

タンス・食器棚・冷蔵庫等の重い家具・家電製品等(5品以内)





問い合わせ先・提出先

問い合わせ先・提出先	電話番号
市役所 危機管理課	457-2537
中央区役所 区振興課	457-2210
東行政センター	424-0115
西行政センター	597-1112
舞阪支所	592-2111
南行政センター	425-1120
浜名区役所 区振興課	585-1143
北行政センター	523-1168
三ヶ日支所	524-1111
引佐支所	542-1112
天竜区役所 区振興課	922-0016
春野支所	983-0001
佐久間支所	966-0001
水窪支所	982-0001
龍山支所	966-2111

高齢者の救急について

問い合わせ先
消防局 警防課
担当 救急企画・推進グループ
TEL 053-475-7562



予防救急を心がけましょう!!

事故を未然に防ぐ取組を「予防救急」と言います。
ご自宅内で起きる事故の中には「ほんの少しの注意」や「事前の対策」で防げることがあります。事故の原因を知って、未然に防ぎましょう!!

高齢者と子供に多い事故は・・・

- 令和6年の救急件数は、
44,201件（過去最高）
- 高齢者（65歳以上）の搬送人員は、
24,881件（過去最高）
- 24,881件のうち
約16,000件（約65%）は、住宅で発生

24,881件のうち

- ・ 急病は、16,825人（67.6%）
- ・ 入院を必要とする中等症以上は、16,216人（65.2%）
- ・ 軽症は、8,665人（34.8%）

※ 成人では、

- ・ 中等症以上は、38.9%
- ・ 軽症は、61.1%

転倒 原因物、段差、洗面所・浴室、玄関、廊下など

- 段差につまずかないよう気を付けましょう。
- 少しの段差や濡れた床などで転ぶ可能性があります。
- 転倒を防ぐために防滑靴を心がけましょう。
- 階梯、廊下、玄関、浴室など滑り止め対策をしましょう。

転落 階段、ベッド、椅子、窓、ベランダなど

- 階段などには手すりを設置しましょう。
- ベッドにも転落防止の柵をつけましょう。
- 階段などを活用して作業をする時は柵はきつめに支えてもらいましょう。
- 階段利用の柵をつけたり、窓み出しになるものを支かないようにしましょう。

窒息・誤飲 食物（餅・団子等）、薬等の包装、たばこ、電池など

- 餅やくいし餅、ゆづり餅よく噛むことで窒息予防
- お茶などの水分を取りながら食事しましょう。
- 薬に舌かけで、あわてさせないように気を付けましょう。
- 飲み込めそうなものは、子供の手に届くところには置かないように注意しましょう。

ぶつかる 家具、人、柱、ドア、車の角、テーブルの角など

- 転てず、滑りをよく見て行動しましょう。
- 通路などに物を置かないようにしましょう。
- 角いところは十分な明るさを確保しましょう。
- 角の部分はやわらかいもので保護しておくなど、ぶついてもいいように工夫しましょう。

浜松市消防局発行 119救急ガイドから抜粋

救急隊からのお願い




119救急ガイド #7119



■ 普段から

- ① 予防救急を心がけましょう → **利用者の生活状況から危険予知をお願いします**
- ② 必要な情報を、普段から把握しましょう
（通院中の医療機関名、服薬情報、キーパーソンの情報など）
- ③ ②の情報を、更新しましょう（常に最新に維持） → **情報が古いままであることがあります**
- ④ かかりつけ医への連絡 → **（状況により）かかりつけ医へ相談しましょう**

救急車を呼ぶか判断に迷う場合は、救急安心電話相談窓口（#7119）に相談してください!!

■ 救急車を呼んだら

- ⑤ 救急要請に至った経緯を整理 → 症状の経緯や発見時の状況、普段のADLなど
- ⑥ **保険証（マイナ保険証）、お薬手帳、キーパーソンの連絡先を準備してください**
- ⑦ 容態に変化があったならば、もう一度、119番通報してもOK

■ 救急車が到着したら

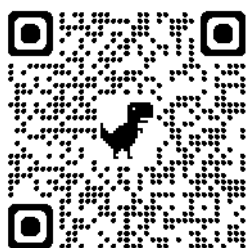
- ⑧ ②の情報と共に傷病者の状態を教えてください
- ⑨ かかりつけ医や嘱託医の指示があれば、教えてください
- ⑩ 家族等のキーパーソンへの連絡の有無とその連絡先を教えてください

※ かかりつけ医や嘱託医との連携は、時間帯などによっては難しいこともあるかと思いますが、普段の受診状況は、病院での治療にとって大切な情報になりますので、可能な限りの連携をお願いします。

高齢者福祉施設等における 救急対応ガイドブック

問い合わせ先
消防局警防課
担当 救急推進グループ 浜松市
TEL 053-475-7562

- 令和7年2月に「高齢者福祉施設等における救急対応ガイドブック」刊行しました。
- 施設利用者の方々が安心して生活していただけるようご活用ください。



← ダウンロードは
こちらから



社会福祉施設等における防火安全対策

問い合わせ先
消防局予防課
担当 予防査察グループ
TEL 053-476-7542



1 日常の建物管理について

- (1) 建物火災の主な出火原因は、こんろ、ストーブ、たばこに関するものが多いため、喫煙ルールの徹底及び火気を使用する機器の特性を理解し、適切な取り扱いをしてください。
- (2) 階段、避難口等に物が置かれていると、有事の際に避難できないばかりか、火災が発生した場合に、延焼拡大するおそれがありますので、これらの避難施設を適正に維持管理してください。

2 防災物品について

社会福祉施設等で使用するカーテン、じゅうたん等は、一定基準以上の防災性能を有する防災物品でなければなりません。

カーテン、じゅうたん等を購入する場合は、防災物品として防災性能を有する表示を確認してください。

3 消防訓練について

火災等の災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、定期的な訓練の実施が重要です。特に従業員の少ない夜間を想定した訓練を実施するとより効果的です。

また、訓練実施後には良かった点や反省点を確認して、以後の訓練に活かすようにしてください。

4 火災発生時の対応について

万が一、火災が発生した場合には迅速な対応が必要です。

被害を最小限に抑えるため、避難誘導、初期消火、消防機関への通報など、日頃から火災時の初動対応を確認しておきましょう。

消防用設備等の点検報告制度について （消防法第17条の3の3）

問い合わせ先
消防局予防課
担当 予防査察グループ
TEL 053-475-7542



消防法により、消防用設備等を設置することが義務づけられている建物の関係者は、その設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。

1 点検や報告をしなければならない人

所有者、管理者（ビルの管理会社等）、占有者（テナント等）

2 点検の種類と点検を実施しなければならない期間

機器点検 （6か月ごとに実施）

消防用設備等について、主に外観から又は簡易な操作方法により判別できる事項を確認します。

総合点検 （1年ごとに実施）

消防用設備等を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認します。

3 点検を実施できる人

次に該当する建物は、消防設備士や消防用設備点検資格者による点検が必要です。

- ・延べ面積1,000平方メートル以上の建物
- ・福祉施設等の特定防火対象物に該当するものの用途が地階又は3階以上の階にあり、屋内階段が1つの建物

※上記以外の建物については、消防設備士や消防設備点検資格者でなくても点検は行えますが、消防用設備等は特殊なものが多く、これらを点検するには、専門的な知識、技能を必要とするため、消防設備士や消防用設備点検資格者による点検をお勧めします。

4 点検を報告する期間

特定防火対象物（老人短期入所施設、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター等）

1年に1回

非特定防火対象物（事務所、共同住宅、倉庫等）

3年に1回

5 点検の報告書を提出することができる場所

浜松市内の建物であれば、各消防署及び出張所に提出することが出来ます。



結核発生時の対応

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 近松市
担当 感染症対策グループ
TEL 053-453-6118

令和5年に浜松市内で結核と診断された患者数は57人、そのうち65歳以上の方は33人で全体の約58%を占めています。

- ・ 入所者の健康観察（咳・痰など）を行い、結核を疑う症状がある場合は医師の診断を受けてください。
- ・ 職員の方も年1回は胸部レントゲン検査を受けてください。
- ・ 入所者や職員の中で、万が一、結核患者が発生した場合は、「結核院内（施設内）感染対策の手引き」を参考に、生活衛生課へ連絡してください。

インフルエンザ等対策

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 近松市
担当 感染症対策グループ
TEL 053-453-6118

➤ 流行前のワクチン接種と、流行期の手洗い、マスクの着用、十分な換気で感染予防

換気は、二酸化炭素濃度おおむね1,000ppm以下（※）を目安に。

※二酸化炭素濃度測定器（CO2センサー）で確認できます。

➤ かかったかな？と思ったら、早めの受診

医師の指示どおりに薬を服用し、安静にして休養をとみましょう。
水分を十分補給しましょう。

➤ 日頃から、「咳エチケット」を習慣に

咳やくしゃみが出るときは、「周囲の人から顔をそらす」「そで口やティッシュなどで口をおおい、手で受けた時は手を洗う」など。

ノロウイルス感染拡大防止対策

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 近松市
担当 感染症対策グループ
TEL 053-453-6118

ノロウイルスの感染拡大を防止するには、おう吐物、便等を適切に処理することが必要です。

【消毒液の作り方】

目的	食器・カーテンなどの消毒や拭き取り		おう吐物の処理	
塩素濃度(ppm)	200		1,000	
製品の濃度	消毒液	水	消毒液	水
12%（業務用）	5 ml	3 ㇲ	25 ml	3 ㇲ
6%（家庭用）	10 ml	3 ㇲ	50 ml	3 ㇲ
1%	60 ml	3 ㇲ	300 ml	3 ㇲ

その他、市販の汚物処理セットが便利です。

ノロウイルス感染拡大防止対策

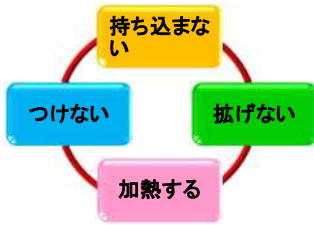
問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 近松市
担当 感染症対策グループ
TEL 053-453-6118

【処理方法】

- ①窓を開けるなど換気をします。
- ②使い捨てのマスクやガウン、手袋などを着用します。
- ③ペーパータオル等で静かに拭き取り、1,000ppmの塩素で消毒後、水ぶきをします。
- ④拭き取ったおう吐物や使用後の手袋などは、ビニール袋に密閉して廃棄します。その際、できればビニール袋の中で1,000ppmの塩素液に浸します。
- ⑤しぶきなどを吸い込まないようにします。
- ⑥処理が終わったら石けんを付けて「ていねいに手洗い」をします。

ノロウイルス食中毒予防対策

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 浜松市
担当 食品安全対策グループ
TEL 053-453-6114



- 十分な加熱を行う
中心部を85～90℃で90秒以上加熱
- 手洗いを確実に実施する
ウイルスを洗い落とす
- 体調不良者は調理しない
ノロウイルスに感染した調理者を介して汚染された食品を原因とする食中毒事例が多い。胃腸炎症状がある人は調理に携わらない。また、症状がおさまってからもしばらくはウイルスの排出は続く。
- アルコール消毒がほとんど効かない
次亜塩素酸ナトリウムを使用する
- トイレの衛生管理を適切に実施する

レジオネラ症防止対策

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 浜松市
担当 生活衛生グループ
TEL 053-453-6112

- レジオネラ症とは
レジオネラ属菌が原因の感染症です。高齢者や入院患者などの抵抗力の弱い方が発症した場合、重症化し、死に至ることがあります。
- 主な感染源は入浴施設です
 - ①入浴施設のぬめり＝生物膜はレジオネラ属菌の温床です。
 - ②循環式の浴槽の配管などは、清掃が難しく水が滞留しやすいため、ぬめりが発生して、レジオネラ属菌が爆発的に増殖する可能性があります。
 - ③追い炊き、ジャグジー、バイブラなどの装置も清掃が難しく、循環式と同様にぬめりが発生しやすい装置であり、要注意です。
 - ④打たせ湯やジャグジーなどは、エアロゾル（細かい水しぶき）が発生するため、レジオネラ属菌を含む水を吸い込むリスクの高い装置です。

レジオネラ症防止対策

問い合わせ先
健康福祉部生活衛生課 浜松市
担当 生活衛生グループ
TEL 053-453-6112

施設の清掃・消毒を徹底し、定期的な水質検査を実施してください。

※循環ろ過式浴槽の衛生管理の例（参考）：公衆浴場等の管理の例

管理対象	管理内容	管理頻度
浴槽水	水質検査（レジオネラ属菌他3項目）	1年に2回以上
浴槽水	消毒（遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上に維持）	使用の都度
浴槽・洗い場	完全に換水し清掃	1週間に1回以上
ろ過器	洗浄・消毒（逆洗浄し高濃度塩素で消毒）	1週間に1回以上
循環配管	消毒（高濃度塩素を循環させて消毒）	1週間に1回以上
集毛器	清掃・消毒	毎日

★レジオネラ症の患者が発生したら、保健所に連絡相談してください。

7

生活保護法による指定について

問い合わせ先
健康福祉部福祉総務課 浜松市
担当 生活支援グループ
TEL 053-457-2032

生活保護法による介護扶助等は指定された介護機関に委託して行われます。

- 平成26年7月1日以降、介護保険法で指定又は開設許可がなされた事業者は、別段の申出※がない限り、生活保護法の指定介護機関としてみなし指定を受けます。
- 一方、平成26年6月30日以前に介護保険法で指定されたものの、事業所の名称や所在地等、登録内容が変更となり、生活保護法での指定を受けていない場合はみなし指定の対象となりません。申請書※の提出が必要です。
- 事業所の名称や所在地等、登録内容が変更となった場合には、介護保険法による手続きとは別に、生活保護法による変更届※の提出が必要です。

※手続きは窓口（福祉総務課）または市ホームページで申請書等を入手し、必要事項をご記入の上、窓口へ提出してください。

指定介護機関に守っていただくこと



- 指定介護機関は、懇切丁寧に生活保護受給者への介護を担当しなければなりません。（生活保護法第50条第1項）
- 浜松市長は、指定介護機関に対して個別指導を行います。指定介護機関は、その指導に従わなければなりません。（同法第50条第2項）
- 上記の規定に違反したときは、生活保護法による指定を取り消すことがあります。（同法第51条第2項第3号）
- 浜松市長は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関若しくは指定介護機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業員であった者に対して報告若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、当該職員に関係者に対して質問させ、実地に検査することができます。（同法第54条第1項）

障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン

問い合わせ先
健康福祉部障害保健福祉課
担当 地域生活支援グループ
TEL 053-457-2034

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。「障害者差別解消法」）が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務となりました。
- 厚生労働省では、福祉分野における事業者が障がい者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的配慮を行うために必要な考え方などを記載した「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」を定めています。
- 法や指針に示す項目のほか、各事業に関連する法令等の規定を遵守し、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うようお願いします。

厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/newpage_00001.html

合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイト。

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関者事業者等の相談窓口に寄せられた具体例を、障がい種別などに応じて検索できるサイト。

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

医薬品等の管理について

問い合わせ先
保健所 保健総務課 浜松市
担当 医事業務グループ
TEL 053-453-6135

◆介護医療院・老健等の調剤所で、医薬品や毒物劇物を取扱う際は適切な管理をお願いします。

毒	毒薬	・専用の鍵のかかる場所に保管すること ・帳簿を作成し定期的に在庫を確認すること
劇	劇薬	・他の医薬品等と区別して保管すること（毒薬のように施錠保管は不要）
向	向精神薬	・施設内に保管すること ・盗難防止の注意が十分払われている場合を除き、鍵をかけた設備内で保管すること
麻	麻薬	・麻薬取扱者は麻薬を施設内で保管すること ・麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別し、「鍵をかけた堅固な設備」において保管すること ・帳簿を作成し、購入・払出しの記録をすること

◆毒物・劇物を取り扱う場合



(1) 保管庫

- ・保管庫は常時施錠し、必要な時のみ開ける
- ・毒物劇物専用の保管庫とし、その他の物は保管しない
- ・保管庫に **医薬用外毒物** または **医薬用外劇物** の文字を表示

(2) 容器・被包

- ・容器の破損や薬品の変質等の異常がないか確認する
- ・飲食物の容器は使用しない
- ・ **医薬用外毒物** または **医薬用外劇物** の表示を確認する

(3) 安全管理

- ・「毒物劇物危害防止規定」を策定し、日常点検を行う
- ・毒物劇物販売業者から必要最小量を購入する



事故が発生したときは保健所、警察署又は消防署へ、盗難・紛失については警察署へ連絡してください。

2

未届有料老人ホームに係る情報提供について



問い合わせ先：
健康福祉部高齢者福祉課
担当 施設福祉グループ
TEL. 053-457-2886

高齢者が安心して暮らせる住まいの適切な確保にあたっては、有料老人ホームの適確な把握とその指導が必要であることから、本市においては、未届施設の把握、届出強化を図っております。

皆様の日頃の活動の中で、有料老人ホームに該当する施設で、市に老人福祉法に基づく届出を行っていない(未届)と思われる施設がありましたら、随時高齢者福祉課まで情報提供をお願いいたします。

なお、浜松市内のすべてのサービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームの定義に該当するサービスを行っていることから、有料老人ホームに該当します。

ただし、サ高住の登録を受けた有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出は不要です。

1 有料老人ホームとは

高齢者を入居させ、「入浴排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」の少なくとも一つ以上のサービスを提供する施設。

2 届出済み施設一覧(令和7年7月1日現在) 49施設



※有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない施設)

区(施設数)	届出施設名称
中央区(40)	-鴨江-謝老夢、ターミナルケアホーム天寿、フローレンスときわ、有料老人ホームてとて、カームステージ佐鳴台、うつくしの家浜松、PDハウス浜松和合、プレアデス合、ベストライフ浜松和合、オリーブの家、医心館 浜松、坂の上メディガーデン半田山、シニアマンション半田山九重、アクアホーム浜松東、-天王-謝老夢、アクアホーム浜松下石田、リヤンド(絆)・浜松東、望実有料老人ホーム、グループリビングやわらぎ、サニーライフ浜松、アクアホーム浜松入野、リフレッシュライフ志都呂、フローレンス、ハッピーホーム舞阪、伍縁荘、ナーシングホーム庵、フルオプライフ砂丘、つどいの家ひまわり、ラクラス広沢レジデンス、三つ山晴風苑、ラクラス富塚レジデンス、さわやかはままつ館、そんぼの家浜松高丘、ベストライフ浜松、ベストライフ浜松東、そんぼの家浜松、介護付き有料老人ホーム夢眠はままつにし、アマノ・サンハート、あおぞら中ノ町、あおぞらライフ大蒲
浜名区(8)	ライフケア金指、ウェルネス浜名湖、みかんの郷、有料老人ホーム西美園、ハレルヤ奥浜名湖、浜名湖エデンの園、浜松ゆうゆうの里、アンサンブル浜松尾野
天竜区(1)	ひいろ

3 サ高住登録済み施設一覧(令和7年7月1日現在) 45施設



※有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている施設)

区(施設数)	登録施設名称
中央区(36)	櫻乃苑 浜松鍛冶町、なごやかレジデンス浜松蛸塚、 なごやかレジデンス浜松山手、アンジェス浜松中沢、ココファン浜松成子、 アンジェス浜松佐鳴台、櫻乃苑 浜松富塚、おおるい富塚、 ふるさとホーム浜松西、ここえ高丘、シャトー高丘サービス付き高齢者向け住宅、 クレセント和合、なごやかレジデンス浜松助信、アイケアおおるい上島、 ココファン浜松高林、ケアガーデン長上苑、かがやきレジデンス浜松海老塚、 いにしへの里大瀬、おおるい笠井、アモーレ和田、アイケアおおるい天竜川駅前、 ふるーら篠ヶ瀬、なごやかレジデンス浜松薬師、アモーレ大蒲、 ライフケアアダージョ大平台、ゴールドエイジ浜松、 ヘルスサポートマンション・ゆめの組曲、ARCO浜名湖クレセント21、 アモーレ駅南、おおるい三島、フローレンス白羽、 シャトー新橋サービス付き高齢者向け住宅、ハートライフ初生、 ラクラス上島レジデンス、クオリティリビングシンフォニー、坂の上ガーデン幸
浜名区(7)	ここえ浜名湖、ふるさとホーム浜松いなさ、井伊谷メディカルコートガーデン、 あい湖、ふるさとホーム浜北、アイケアおおるい西美園、 サービス付き高齢者住宅メディカルテラス
天竜区(2)	櫻乃苑 浜松天竜プレミアフロア、櫻乃苑 浜松天竜